

事業コード	09040402	政策コード	09	政策名	自然環境の保全
事業名	八郎湖流域緊急水質監視事業	施策コード	04	施策名	八郎湖の水質保全対策の推進
		指標コード	04	施策目標(指標)名	その他施策関連事業
部局名	生活環境部	課室名	環境管理課八郎湖環境対策室	班名	企画・計画推進班
				(tel) 1632	担当課長名 倉部明彦
					担当者名 佐藤裕之

評価対象事業(計画)の内容 事業年度 平成25年度 ~ 平成25年度

1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか)
 八郎湖については指定湖沼の指定を受け、平成20年度以降、湖沼水質保全計画に基づく各種対策を進めているが、依然として水質環境基準が確保されない状況にあるほか、夏場のアオコにより、ここ2年は流入河川の住宅街付近で異臭被害が発生している。このため、流域全体の水質やアオコ発生状況をきめ細かく調査し、アオコによる被害防止を図る必要がある。

2. 住民ニーズの状況
 ①ニーズを把握した対象
 受益者 一般県民 (時期: H24 年 08 月)
 ②ニーズの把握の方法
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
 その他の手法 (具体的に 県議会、市町村との会議、住民からの要望)
 ③ニーズの具体的内容
 アオコによる住民被害を防ぐため、情報収集や市町村等との連携の強化、新たなアオコ対策の実施を強く要請されている。

◎把握していない場合の理由及び今後の方針

①理由

②今後の方針

3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)
 八郎湖及び流入河川の水質をきめ細かく調査し、基礎データの収集、解析等を進めるとともに、現地におけるアオコの発生状況を迅速、的確に把握し、市町村等と連携しながら被害の未然防止を図る。
 (重点施策推進方針との関係) 重点事業として要望 その他事業として要望

4. 目的達成のための方法

①事業の実施主体 県

②事業の対象者・団体 八郎湖流域の住民、市町村

③達成のための手段
 灌漑期における流入河川の水質等を調査するとともに、夏場のアオコ発生期に八郎湖及び流入河川のアオコ発生状況を調査する。

④比較した代替手段及び選択した手段の有効性

八郎湖周辺には、流域全体のきめ細かい水質やアオコ発生状況の把握と基礎データの蓄積や解析等のノウハウを持っている団体等はないことから、総合的な水質保全対策を行っている県が実施する。

5. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内記	左の説明	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	全体(最終)計画
01	八郎湖流域緊急水質監視事業	灌漑期の流入河川の水質調査等を実施するとともに、アオコ発生期に八郎湖内や流入河川河口部の調査を行い、アオコ発生状況の迅速な把握と住民への被害防止を図る。	1,977						1,977
財源内記			左の説明						
国庫補助金			1,977						1,977
県債									
その他			1,977						1,977
一般財源			0						0

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果 八郎湖流入河川のアオコ異臭被害の防止

指標 I	指標名	アオコによる苦情の発生した八郎湖流入河川数							指標の種類
	指標式	アオコによる苦情の発生した八郎湖流入河川数							● 成果指標 ○ 業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度
	目標a			0					
実績b	1	5	②データ等の出典						
東北	県及び市町村が受理した苦情件数								
全国									
③把握する時期 ● 当該年度中 10 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

指標 II	指標名								指標の種類
	指標式								● 成果指標 ○ 業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度
	目標a								
実績b	②データ等の出典								
東北									
全国									
③把握する時期 ● 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することが出来ない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性

八郎湖について効果的な水質保全対策を実施するため、現地の状況等をきめ細かく把握する必要があるほか、アオコの被害を防止するため、流域全体の発生状況を迅速に把握する必要がある。

住民ニーズに照らした事業の必要性

八郎湖の水質改善は流域住民の願いであり、効果的な対策を講じていくため、現地の状況等についてデータの蓄積や解析を進めるとともに、アオコによる異臭被害を防止する必要がある。

事業の県関与の必要性

法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの

八郎湖については、「湖沼水質保全特別措置法」に基づき、県が「湖沼水質保全計画」を策定し、総合的な水質保全対策を実施している。

政策評価委員会意見

重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定

○重点事業 ○その他